

令和6年教育委員会 第3回定例会

1 日 時 令和6年3月28日(木) 13時30分開会 16時20分閉会

2 場 所 教育委員会庁舎1階 第1会議室

3 出席委員

教育長	林 秀 樹
教育委員	小 澤 倭文夫
教育委員	常 見 幸 司
教育委員	黒 田 仁 美
教育委員	吉 田 敬 徳

4 欠席委員 なし

5 出席職員

教育部長	鈴 木 健 介
教育部次長	野 呂 武 志
学校教育支援室長	谷 口 剛
学校教育支援室主幹 (生徒指導・特別支援担当)	青 柳 信 正
生涯学習課長	山 澤 亮 司
図書館副館長	海 藤 久仁子
教育総務課長	森 田 裕 規
教育総務課総務係長	松 本 義 雄
教育総務課総務係	藤 原 博 貴

6 傍聴人 なし

7 議 題

議案第1号 小樽市立学校管理規則の一部を改正する規則案

議案第2号 小樽市教育委員会組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則案

議案第3号 小樽市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令案

議案第4号 小樽市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令案

議案第5号 市立小樽図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第6号 小樽市指定文化財の指定について

協議第1号 小樽市いじめ防止基本方針の改定について

協議第2号 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱案について

報告第1号 重要文化財 旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の進捗状況について

- 報告第2号 令和5年度小中学校卒業式の状況について
報告第3号 令和6年度指定校等の状況について
報告第4号 令和6年度小樽市教育委員会研修プログラム等について
報告第5号 令和6年度小樽市教育研究所事業概要について
報告第6号 教職員の人事異動について
その他 寄附採納について

8 議 事

教育長 ただ今から、教育委員会第3回定例会を開会いたします。
本日の会議の議事録署名委員に、黒田仁美委員を指名させていただきます。
はじめに、お諮りいたします。

「議案第2号 小樽市教育委員会組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則案」及び「議案第3号 小樽市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令案」については、同一趣旨の規則等案のため、まとめて審議していただきたいと思っております。

また、「協議第1号 小樽市いじめ防止基本方針の改定について」及び「協議第2号 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱案について」は、会議規則第13条第1項第5号により、それぞれ非公開とし、議事録については結果のみ記載することとし、最後に審議していただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

教育長 では、そのように進めさせていただきます。
それでは、「議案第1号 小樽市立学校管理規則の一部を改正する規則案」の説明をお願いします。

議案第1号 小樽市立学校管理規則の一部を改正する規則案

教育総務課長 「小樽市立学校管理規則の一部を改正する規則案」について、御説明いたします。
学校管理規則は、所管する市立学校の管理運営の基本的事項について定め、もって学校の適正にして円滑な運営を図ることを目的とした規則です。
今回は2つの観点からの改正がございます。
新旧対照表を御覧ください。
教員等の働き方改革の一環として、令和3年度末に御審議いただいた教諭等及び事務職の標準的な職務の明確化に続くもので、今回は養護教諭と栄養教諭に関する標準的な職務等について、教育長が規定できるよう一部改正をするものです。
教育長が定めるべき内容については、詳細は後ほど要綱案で協議させていただきたいと考えております。

次に第39条になるのですが、校務支援システムの導入に伴い、指導要録等の書類が全てシステム上で作成、保管できるようになります。

従来の規定ですと、全て印刷した上で、簿冊にして保存を行わなければならないこととなりますが、システム上で保存が可能になるよう規定を加えるものです。

また、各校でペーパーレス化を進めるために、システムやパソコンのハードディスクに包括的に電磁的に記録を可能とする規定としました。

文章の中に別に定めるところとありますが、こちらについては改めて保存方法を通知する予定です。

基本的には、保存場所やフォルダ構成などを別途定める予定で、現在校長会と最終的な協議を行っております。

3枚目は説明した内容を簡単にまとめております。

最後に施行期日は4月1日を予定しております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を了承したいと思います。

続きまして、「議案第2号 小樽市教育委員会組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則案」及び「議案第3号 小樽市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令案」の説明をお願いします。

議案第2号 小樽市教育委員会組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則案

議案第3号 小樽市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令案

教育総務課長 「議案第2号 小樽市教育委員会組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則案」及び「議案第3号 小樽市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令案」について、御説明いたします。

最終ページの8ページ目に概要を記載しておりますので、こちらを御覧ください。

上段のほうに、今回改正をする規則と訓令が並んでおります。

規則が8本、訓令が1本となっておりますので、これについては規則と訓令ですので一緒に改正出来ないということで分けているものです。

規則については8本ありますが、まとめて改正するという形で考えております。

そこに改正要旨とありますが、今年度から定年延長が始まります。

60歳の方が定年ではなく、次の61歳の最後の年については、市長部局の方から「副主査」という職位を作ったということで、これに伴う改正ということになります。

改正内容は記載のとおりですが、副主査というものは職務としては係員同様で、給与関係上は係長職と同様という少し複雑な職位となっております。

市長部局の方も同じように考えておりますので、それに基づき改正をしていくという経緯になります。

4 ページに戻っていただいて、新旧対照表を御覧ください。

小樽市教育委員会組織及び事務分掌規則を例にとって説明をさせていただきます。

第4条第3項を改正しておりますが、主査の後ろに副主査というものを付けまして、後ろが「置くことができる」という条文のところに副主査を追加しているということになります。

これが第4条第1項ですと、後ろが「置く」という表現になっておりますが、こちらは必ず置かなければならないという規定となっております。副主査はあくまで61歳の方しかいないことから、必ずしも置くかどうかは分かりませんので、「置くことができる」というところに規定しているということになります。

第6条の方は、先ほど説明したように一般の職員と同様の職務であるという規定です。

第2条の職名規則は、どのような職種が副主査になれるかという規定ですが、こちらは考えられる全ての職種を記載しております。

第3条の研究所設置条例施行規則から第8条の小樽美術館条例施行規則までは第1条の小樽市教育委員会組織及び事務分掌規則と同様の改正を行っております。

教育委員会関連分は全て洗い出しをした上で、ここに改正するものであります。

最終ページのとおり、施行期日は令和6年4月1日です。

御審議の程よろしく申し上げます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 定年延長に伴って、役職を降任するという制度がありまして、それで副主査という職種を新たに追加するということになりますので、うちの規則の方も改正するという形になります。定年延長が伸びてくると、こういう方が増えてくるのかなというところでは。

それでは、本件を了承したいと思います。

続きまして、「議案第4号 小樽市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令案」の説明をお願いします。

議案第4号 小樽市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令案

教育総務課長 「議案第4号 小樽市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令案」について、説明いたします。

3 ページ目の新旧対照表を御覧ください。

前段は第2条なのですが、こちらは先ほどの議案第2号と同様に副主査に係る改正です。

後段の第8条以下ですが、こちらは市役所や市教委、学校で使用している収発件名簿の電子化に関連した改正でございます。

市役所で文書を受け、発する場合は、基本的にはこの収発件名簿に記載することとなって

おりますが、今年度まで紙で全て管理をしておりました。

これを令和6年度からは、エクセルで管理を行うために市長部局の文書規定の改正を行うとのことですので、市教委としても同様の改正を行うものです。

これにより、学校の収発件名簿もエクセル化されますので、一層ペーパーレス化が進むと考えております。

今日明日には市長部局の方でも改正をするということになっておりますので、議決をいただければ、市長部局と同様のエクセルを市教委や学校の方でも、4月から運用を始めていくという風に考えております。

こちらも施行期日は令和6年4月1日となっております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

教育長 それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「議案第5号 市立小樽図書館条例施行規則の一部を改正する規則案」の説明をお願いします。

議案第5号 市立小樽図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

図書館副館長 「議案第5号 市立小樽図書館条例施行規則の一部を改正する規則案について、御説明いたします。

資料を御覧ください。

まず、市立小樽図書館条例施行規則第3条第2項についてですが、先程と同様の主旨で改正しております。

また、市立小樽図書館条例施行規則第5条第2項中の様式第2号については、これまで市民が道立図書館の利用登録をする際、利用者カードの受取りについては、郵送、または江別市にある道立図書館の窓口のみとなっております。

しかし、この3月15日より、道立図書館の協力館方式による利用登録が始まり、協力希望館にて登録申請及び、利用者カードの受取ができるよう改正されたため、当館は、市民の利便性の向上と読書環境の拡充を目的とし、令和6年4月2日より開始できるよう、協力館登録を行ったところでございます。

対象者は当館利用登録者にいたしますので、すでに当館の利用登録者は、道立図書館の申込用紙を使用します。

しかし、当館に未登録の方は当館に新規登録が必要になりますが、当館と道立図書館の申込用紙を、それぞれを記入するのではなく、1枚で同時に両館の登録が済むよう手続きを簡

素化するため、第5条第2項中、様式第2号を議案にお示ししたとおりに改めたいと考えております。

なお、この度の様式の見直しの際、不要な記入項目については削除しております。

改正前については、資料裏面の新旧対照表を御覧ください。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 これまで道立図書館を利用するとなると、インターネットで申し込みをして、小樽図書館に配本してもらい、貸し出すということだったんですが、今度からインターネット上で電子書籍が読めるというサービスができるんですね。

自宅から図書館に通う必要がないので、利便性が高まって、市民の方も使いやすい図書館になるのかなと思います。

利用者カードを作るのも、小樽図書館が間に入って、サービスを受けられるようにするというものですね。

蔵書の数も違いますので、専門書を借りるような時にも良いのかなという風に思います。

何かございませんか。

黒田委員 この北海道立図書館の利用者カードの意味がよく分からなくて、小樽図書館のホームページも見てみたんですが、このシステムに関する説明はホームページの中で載っていますか。

図書館副館長 当館のホームページについては後日システム更新をするんですが、次期システムでは道立図書館について、こういう登録ができますということを新たに御案内した上で、色々なサービスを盛り込んだ形でスタートしたいなと思っておりますので、それに合わせてのホームページでの御案内ということになります。

黒田委員 ありがとうございます。

ちょうど一昨日くらいに見たもので、このシステムがどういうものか分からなかったんです。

図書館副館長 新サービスで電子書籍も見られますし、道立図書館の本も借りやすくなりますので、自分でやるよりは、当館が登録させていただいた方が新サービスの利用に繋がるということもありまして、登録に協力させていただきたいということと、また、新規で登録する場合も、こういうサービスもありますという御案内もできるのではないかと思いますので、このような形を取らせていただきました。

黒田委員 市民にとってはありがたい話なので、今後とも周知していただけたらと思います。

教育長 図書館の新システムは4月1日からということになりますか。

図書館副館長 既に稼働開始の準備はしているのですが、1日がたまたま月曜日の休館日に当たりますので、最終チェックを1日に行いまして、2日にオープンすることになります。

ホームページも同じく2日に更新されるということになります。

教育長 先ほど説明したようなサービスのこともホームページに載るということでよろしいですか。

図書館副館長 はい、ホームページの中で御案内することになります。

教育長 分かりました。
その他ございませんでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を終了させていただきます。
続きまして、「議案第6号 小樽市指定文化財の指定について」の説明をお願いします。

議案第6号 小樽市指定文化財の指定について

生涯学習課長 「議案第6号 小樽市指定文化財の指定について」御説明いたします。

資料の2ページ目を御覧ください。

3月25日に開催された小樽市文化財審議会において審議を行った結果、「海岸ノ漁場屏風（鯨盛業図屏風）」を小樽市指定文化財とすることが妥当であるとの答申がありました。

3ページ目の資料「小樽市指定文化財に指定することが妥当であると認められる資料」を御覧ください。

答申を受けた資料は、「海岸ノ漁場屏風（鯨盛業図屏風）」で、一隻の大きさが縦1メートル73センチメートル横3メートル68センチメートルのもの、一雙、2つで一組となるものであります。

現物は御用意することができなかつたため、本日は約2分の1の大きさに紙に印刷したものを御用意させていただきました。

資料の評価の部分になりますが、この作品は主に明治期に活躍した日本画家である久保田金僊が、明治36年に描いたもので、留萌郡小平町鬼鹿に実在したニシン漁場の風景を題材としたものとなっており、画面には、ニシンの漁獲、ニシン粕への加工、出荷する陸上での作業の様子が、作業に従事する350人を超える人物や、民具、建物などとともに、克明に描き出されています。

明治37年には、アメリカで開催されたセントルイス万国博覧会に「海岸ノ漁場屏風」という作品名で出品され、銀賞を受賞しており、当時から高い評価を得ていたことが伺えます。

屏風のモデルとなった漁場は、小樽に居住した漁業家である花田傳七氏が経営していたことから、小樽に残され、明治44年には当時の皇太子、のちの大正天皇が小樽行啓の際に台覧したことが記録されています。

そして平成5年、花田家の親族から、当時の小樽市博物館に寄贈を受け、現在は小樽市で所有しているものとなっています。

文化財審議会では、本作が北海道の主要な産業の一つであった近代のニシン漁の様子を生き生きと描いた、ほとんど唯一の絵画作品であり、その点で極めて重要な歴史資料と言えること、更に、明治期に重要な役割を果たした画家のひとりである久保田金僊の代表作の一つとしても位置付けられることなどが高く評価されました。

また、この作品の研究者で、宮城学院女子大学名誉教授であられる井上研一郎先生に、文化財審議会の場で報告していただいたのですが、資料の上にある右隻の屏風には、左に漁から戻る小舟と沖合で漁をする船があり、右に向かってニシンの陸揚げ、モッコによる運搬、一時貯蔵する様子などが認められるとのことでした。

沖合でニシンを獲る船の周りにはカモメが群がっている様子が、中央近くの水平線には、利尻島が描かれています。

下の左隻の屏風には、左にある大きな作業小屋の前で圧搾機を使って粕しぼりが行われ、その横で地面にニシン粕を広げて干す作業、それを俵詰めする作業、右端にその俵を小舟に積み込む作業が描かれており、こちらも左から右に向かって作業が展開しているとのことでした。

左隻、右隻を並べると、右隻から始まる作業の流れと両隻の配置に矛盾が生じることや、海面の高さが微妙に違うことなどから、並べて置くのではなく向かい合わせに置き、その間から見回す方法がとられていたと考えられるとのことでした。

なお、本資料には屏風を収納していた木製の箱があり、この箱に作品の由来などが墨書きされていることから、「箱墨書銘付」として、作品本体と合わせ、附指定したいとの答申を受けております。

この屏風については、総合博物館運河館の展示室にガラスケースに入れた状態で常設展示しておりますが、総合博物館では絵の特徴を分かりやすく説明できる名称として「鯨盛業図屏風」という資料名を付け、長年展示しております。

ただ、作者がつけた作品名は「海岸ノ漁場屏風」でありましたので、カッコ書きで鯨盛業図屏風を付記する形で、文化財の名称としています。

資料の御説明は以上となりますが、本資料の文化財指定につきまして、御審議をよろしくお願いいたします。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 赤い服を着た人物というのがアイヌの方だという話ですね。
作業の光景として、鯨を運んできて、鯨粕にしていくような作業の一連の流れが見られる

ということですね。

絵としては仕事の流れとして見るのが一番見やすいということですね。

出来上がった鯨粕を小舟で沖合の大きい船に積んで運ぶのではないかとというようなことを井上先生は言うておられました。

鬼鹿には花田番屋というのがありますよね、今は道の駅になっていますが。

花田さんが小樽に住んでいて、鬼鹿に作業小屋を持っていて、ニシンの獲れる春先の時期にここに行って作業をして、また小樽に戻ってくるという生活を繰り返していたということが説明されていました。

あくまでもこの小屋と絵を持っていたのは小樽の方で、ここは作業をする番屋ということですね。

こういう形で残っているのは非常に珍しく、美術的な評価も高いもので、専門的な方が描いたものだという風におっしゃっていました。

井上先生はもともと近代美術館の学芸員もされていた方なので、絵画にも詳しい第一人者ということですね。

今回、市の指定文化財として大事に保存していこうということになったということですね。その他よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 このあとの流れはどのようになりますか。

生涯学習課長 明日の市長定例記者会見で、今回審議されて認めていただけたということで、公表していこうと考えております。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、「海岸ノ漁場屏風（鯨盛業図屏風）」を指定文化財に指定するというので、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第1号 重要文化財 旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の進捗状況について」の説明をお願いします。

報告第1号 重要文化財 旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の進捗状況について

生涯学習課長 「報告第1号 重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の進捗状況について」御報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 令和5年度の主な工事内容」ですが、屋根の解体・葺き替え工事が完了したので、6月に足場を解体し、石塀の耐震補強と石材補修を実施しているほか、内装工事（漆喰、建具塗替え、天井紙や金唐革紙の補修）を実施しています。

工事を進める中で、想定以上の石塀の石材の劣化や建具の腐食・劣化、地中の給水管の腐

食、暖房用蒸気ボイラーの故障が判明したため、第4回定例会で継続費の予算約1億8百万円の増額について議決を受けました。

工期については、令和6年6月完工を予定していましたが、内装の解体をする中で金唐革紙の彩色処理が判明し、工程を増やすことで納期が遅れること、漆喰や天井紙の改修方法等の検討に時間を要し、職人の手配がつかなくなったこと、冬期に工程がまたがることになったが、暖房用ボイラーが使えなかったことなどから、令和7年1月までの延長が必要になっています。

次に「2 令和6年度の主な工事内容」ですが、今年度に引き続き、漆喰補修、建具塗装、天井紙・金唐革紙の補修などの内部の工事を中心に実施し、屋外は正面入口上にあるバルコニー部分の防水工事と暖房設備工事、建物周辺の敷砂利を行い、令和7年1月の完工を予定しています。

次に「3 公開に向けた工事以外の準備等」ですが、令和6年度中の完工が見えてきたことから、工事と並行して、駐車場敷地の測量、売買契約、駐車場整備、看板設置、展示改修、観光振興室が所管する外観スポットライトのLED化、トイレ等の配管整備を行っていきます。

また先月、簡単に御説明させていただきましたが、展示改修などに国庫補助を活用する場合は、「個別の文化財保存活用計画」を策定する必要がありますので、文化庁の調査官による現地指導などを受けながら、計画の準備を進めております。

早ければ4月、遅くとも5月の定例会で計画案の審議をお願いできるよう作業を進めてまいります。

資料の2ページ目には、これまでの予算額と全体工程を記載しています。

令和6年度の保存修理工事の予算額は約1億5,100万円で、国庫補助金は65%の約9,600万円を見込んでいます。

こちらには、前のページの3で御説明した保存修理工事以外の準備費用は含んでおりません。

「全体工程表」は工期延長の説明を受けた令和5年10月時点のものとなりますが、工期延長前と工期延長後の予定について、令和2年度からの作業工程の内容を記載したものとなっております。

最後の5は、令和5年度に実施した現場見学会の概要です。

令和4年度に続き、今年度も現場見学会を実施していますが、今年度、内部には仮設の足場がたくさん設置されており、安全管理上、市民に入館してもらうことが困難でありましたので、外観のみの見学会となりました。

令和6年度は、作業が済んだところから足場を撤去しますので、現場の了解が得られれば、市民の皆さまや教育委員の皆様にも、オープン前の現場を見ていただく機会を作りたいと考えております。

重要文化財旧日本郵船小樽支店保存修理工事の進捗状況についての御報告は、以上であります。

教育長

本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 これまで丸7年かけてようやく完工の目途がついてきたということで、これまで12億円程の予算を投じて改修をしてきたわけですが、古い物を直すというのはなかなか大変なものだと改めて感じたところです。

やはり工事を進めるにあたり、中を開けてみなければ分からないということもあって、痛みが激しいところが出てくると、将来のことを考えて文化庁の指導を受けながら補修を進めてきたということで、ようやくなんとか来年度をもって完工できる予定でございます。

それに並行して、先程言った3番のところの工事ですね、駐車場の整備や展示そのものの改修も行いますし、スポットライトですとか、トイレも全面改修とまではいかないですけど、管が老朽化して詰まっているということですね。

それから暖房も壊れているということで、どんどん工期が延長になってきていることですが、ようやく来年度中に完工になるのかなというところです。

当初から言うと2年くらい伸びての工事ということになります。

この後何も無ければ良いと思いますが、こればかりは開けてみないと分からないところもありますので、その際には御相談させていただきますので、よろしく願いいたします。

何か御質問等ございますか。

吉田委員 10月15日に見学会が行われたという記載があり、17名の方が参加されたということですが、市民向けにしては人数がすごく寂しいような気がしたのですが、どのような方が参加されていたのかということと、今後も見学会を実施するとのことですが、今後どのようなスケジュールで行っていくのかということについて教えていただきたいと思います。

生涯学習課長 今回見学会をやりますという話は広報おたるに掲載をしまして、他にはホームページでの御案内だったものですから、基本的には市民の方が中心でした。

比較的幅広い年代の方がいらっしゃっていましたので、土曜日ということもあって働いている方もいらっしゃったのかなという風を感じているところです。

確かに17名で少なかつたんですけど、今回は外観だけの説明ということもあり、特別感があまりなかったのかなというところはあると思います。

昨年見学会を実施したときは建物がぐるっと覆われている状態で、工事の中がほとんど見えない状態だったということもあり、中も見たいという気持ちもきつとあったのかなと思うのですが、今回は囲いが取れて見えていた状態の中で、どういうところを直したという説明だけだったものですから、申し込みが少なかつたのかなというところです。

なので、抽選にはならず全員を御案内することができたというのが一つでありました。

この後の見学会のスケジュールですが、やはり基本的にはこれ以上工事を遅らせるわけにはいかないので、工事の邪魔にならない時に計画をしたいという風に思っています。

中がほとんど足場を組んで天井も修理等を行っているものですから、それがある程度片付いて、おそらく夏以降だと思うのですが、工事業者から中に入っても良いという許可がもら

えたら準備をしていくという形になるかと考えています。

また改めて広報おたるですとか、スケジュールがある程度固まりましたら、教育委員の方にも御案内させていただきたいという風に思います。

吉田委員 ありがとうございます。

非常に多額の予算をかけて修理をされているものだと思いますし、そもそも小樽市にとっても非常に大切な文化財だと思いますので、多くの方に興味を持っていただけるような周知が必要なのではないかと思えます。

また、子どもたちを含めた多くの市民の方に見ていただいて、小樽にはこんなに素晴らしいものがあるんだと皆様に理解してもらえるような広報というか周知が必要なのではないかと思いました。

教育長 よろしいでしょうか。

吉田委員 はい。

教育長 その他ございませんでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第2号 令和5年度小中学校卒業式の状況について」の説明をお願いします。

報告第2号 令和5年度小中学校卒業式の状況について

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 「報告第2号 令和5年度小中学校卒業式の状況について」御報告いたします。

中学校は3月15日に全中学校12校、小学校は16日に4校、19日に13校が卒業式を実施いたしました。

まず、1の「指導の経過」ですが、これまで定例校長会議等において卒業式における国旗・国歌の取扱いについて指導し、3月12日の定例校長会議において、改めて、国旗はステージ正面に貼付するとともに式場外に掲揚すること、国歌はピアノ伴奏又は歌詞なしCDにより、児童生徒がしっかりと歌うことができるようにすること、教職員は教職員席で歌唱すること、式次第に「国歌斉唱」を位置付けること、式はステージ形式で行い、在校生は会場で参加することについて指導しております。

次に、2の「卒業式の実施状況」についてですが、国旗の取扱いについては、全小中学校で、ステージ正面及び式場外に掲揚しております。

国歌の歌唱について、伴奏については、ピアノ伴奏が、小学校1校、中学校3校、歌詞無

しCDによる伴奏が、小学校16校、中学校9校であります。

なお、児童生徒・教職員は全校で全員起立となっております。

歌唱の状況としては、全小中学校でしっかり歌唱との報告を受けております。

また、在校生の参加状況ですが、全小中学校で、式場で参加となりました。

儀式的行事のねらいを踏まえ、適正な形で実施されております。

次の資料は、各学校の詳細でございますが、今後も儀式的行事としての狙いを踏まえた卒業式となっているか、実施状況を確認するとともに、適切に実施に向けて引き続き指導してまいります。

報告は以上でございます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

委員の皆様には御出席をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第3号 令和6年度指定校等の状況について」の説明をお願いします。

報告第3号 令和6年度指定校等の状況について

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 「報告第3号 令和6年度指定校等の状況について」御報告いたします。

まず、学園制加配活用事業につきましては、「子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、小学校高学年における専科指導に積極的に取り組む学校を対象とし、2以上の小学校及び1以上の中学校を含む学校群（学園）で学園運営を行い、義務教育9年間を通じた教育活動を一体的に行う」国の指定事業で、高島小学校、手宮中央小学校、北陵中学校が引き続き指定校となります。

次に、授業時数特例校につきましては、「学年ごとに定められた各教科等の授業時数について、1割を上限として各教科の標準授業時数を下回って教育課程を編成することを特例的に認め、下回ったことによって生じた授業時数を別の教科等の授業時数に上乘せし、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や、探究的な学習活動の充実に資する教育課程編成の一層の推進を図る」国の指定事業で、忍路中央小学校が引き続き指定校となります。

次に、学校力向上に関する総合実践事業につきましては、「管理職のリーダーシップの下、全教職員が一つのチームとなって包括的な学校改善を図りながら、今日的な教育課題を解決する学校モデルを構築し、実践の成果を普及・啓発することにより、本道の小・中学校の学校力向上を図る」道教委の指定事業で、引き続き中核校として稲穂小学校が、指定校として花園小学校、西陵中学校、菁園中学校が指定されております。

次に、新しいかたちの学びの授業力向上推進事業につきましては、「児童生徒の資質・能力

の向上に向けて積極的に取り組もうとする複数の学校に1名ずつ新しいかたちの学び推進教員を配置し、その推進教員からなる新しいかたちの学び授業力向上推進グループを活用して、「1人1台端末を活用した授業改善等を行う」道教委の指定事業で、幸小学校、山の手小学校、望洋台小学校が配置校、学校力向上に関する総合実践事業の指定を受ける稲穂小学校と花園小学校を除く、その他の小学校が連携校となります。

次に、体育専科教員活用事業につきましては、「体育専科教員を児童の体力向上に積極的に取り組もうとする小学校に配置し、学級担任等とのチーム・ティーチングによる指導や授業づくりの支援等を行い、小学校教員の体育に関する指導力の向上や学校全体の体力向上の取組の充実を図る」道教委の指定事業で、引き続き本務校として桂岡小学校、兼務校として銭函小学校が指定校となります。

次に、中学校体力向上推進事業「中学校体育授業実践スペシャリスト」につきましては、「中学校における保健体育科の授業改善を進めるとともに、授業以外における体力向上に向けた取組を推進するため、実践的指導力に優れた中学校教員を中学校体育授業実践スペシャリストとして配置し、指導方法等の工夫・改善等に関する実践研究の推進やその成果等の普及等を通して、教員の教科指導力の向上や小・中学校の系統性を踏まえた体力向上の取組の充実を図る」道教委の事業で、体育授業実践スペシャリストの本務校として望洋台中学校、兼務校として西陵中学校、潮見台中学校、銭函中学校が新たに指定校となります。

次に、不登校児童生徒に対する支援推進事業につきましては、「全ての児童生徒が安心して教育を受けられる学校づくりを推進するとともに、不登校児童生徒が自ら進路を主体的に捉えて、社会的に自立することができるよう、自分の教室で学校生活を送ることが困難な児童生徒が、校内の安心できる別室において、オンライン授業や個別の学習支援、教育相談等を受けることができる、多様な学びの場（校内教育支援センター）を設置し、不登校児童生徒への支援の充実を図る」道教委の新規指定事業で、中核校として長橋中学校が、協力校として塩谷小学校、幸小学校、長橋小学校が指定校となります。

次に、北海道教育大学と北海道教育委員会との連携協定に基づく臨床的研究プロジェクトにつきましては、臨床的研究プロジェクトで作成した算数・数学の授業づくりの視点を分析・整理するための指標の素案等（ループリック）の活用を通して、協力校における算数・数学の授業改善を支援する」事業となりますが、臨床的研究の実証フィールドとしての協力校として、花園小学校と朝里中学校が指定校となります。

最後に、本市の児童生徒の学力向上や教員の指導力向上のための市教委の実践指定校につきましては、国語が引き続き山の手小学校、算数が奥沢小学校、数学が松ヶ枝中学校、理科が手宮中央小学校、英語が桜小学校と西陵中学校、体育が桂岡小学校、栄養教諭と連携した食育の推進と健康教育の充実を推進する実践校として、引き続き桂岡小学校を指定しております。

なお、小樽市教育研究所の指定校等については、後ほど御説明いたします。

説明は以上であります。

教育長

本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

新しく新規指定になる事業はどれになりますか。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 資料の3ページ目の一覧表になりますが、上の方の枠外に「新規事業」と記載しているものとなります。

教育長 表の外に並んでいる3つが新規事業になったということですね。

新規にその学校を指定した理由を簡単に教えていただけますか。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） まず、不登校児童生徒に対する支援推進事業については、今年度まで中1ギャップ問題未然防止事業というのがあったのですが、その後継事業として始まったものになります。

令和6年度の目標として、子供たちに学びの場を保障するというのが重点目標になっており、本市でも課題になっている不登校児童生徒が多い学校に引き受けていただきたいということで長橋中学校にお願いをし、校区の小学校3校にも引き受けていただきました。

次に、中学校体育授業実践スペシャリストについては、新1・2年生の授業を中心に、中学校体育授業実践スペシャリストに授業に入ってもらって体力向上を目指すというもので、全国体力・運動能力、運動習慣等調査で全国平均に届いていない4校にお願いしています。

学校教育支援室長 3つ目の北海道教育大学と北海道教育委員会との連携協定に基づく臨床的研究プロジェクトについては、私から説明させていただきます。

こちらは算数・数学教諭の授業力を高めるための具体的支援ということで、道内で1地区が選ばれることになっており、本市を選んでいただきました。

その中で、ある程度の数学教員がいなくてはならないということで、中学校では数学教員が3名以上いる朝里中学校の方をお願いしております。

それから小学校の方としては、現在までに算数で研究を進めてきた花園小学校の方を指定していただいたという経緯になっております。

教育長 どの新規事業も本市の課題になっているところ、これを改善するために新たに指定していただいたということです。

一つは不登校の問題、もう一つは中学校の体力調査の関係で全道より低いということもあって、ちょっと厳しい状況にあり、その改善策ということで中学校のスペシャリスト教員の配置ということで、お願いをした事業です。

それから教育大学との連携事業については、やはり算数・数学が本市は厳しいところがありますので、改善を図るために新たに指定していただいたということです。

指定された学校については、当たってしまったのは厳しい学校だからという捉え方ではなくて、これを受けることで子供たちに良い影響が出るように改善していくということで、前

向きに受けていただいたというところでして、私どもとしては指定していただくというの
ありがたいことだなという風に思っております。

何か他にございませんでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第4号 令和6年度小樽市教育委員会研修プログラム等について」の説
明をお願いします。

報告第4号 令和6年度小樽市教育委員会研修プログラム等について

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 「報告第4号 令和6年度小樽市教育委員会研修
プログラム等について」御報告いたします。

まず、実施方法につきましては、令和6年度も集合とオンデマンドを組み合わせ、小樽市
教育推進計画を踏まえた研修プログラムを設定しております。

次に、講座概要につきましては、御説明いたします。

まず、各教科等の指導力向上に関する講座として、外部講師を招へいた特別研修講座は、
国語、算数、数学、理科、体育、外国語は小学校、中学校としますので、7講座を予定して
おります。

とりわけ、外国語については、中学校における授業改善に資するよう、西陵中学校を会場
とし、講師による講演に加え、示範授業を行い、求められる授業イメージを共有してまいり
ます。

この他、指導力向上に関しては、体育実技、柔道、スキー、小学校3・4年生の外国語活
動、道徳などの8講座を予定しており、ICT活用講座については、令和6年度の「端末活
用推進チーム」の推進教員の配置校である幸小学校を会場として、公開授業を伴う研修講座
を予定しております。

次に、生徒指導に関する講座としては、キャンペーン期間に合わせ、引き続き、いじめ・
不登校に関する講座のほか、昨年度改定された、生徒指導提要に示されている「生徒指導の
実践上の視点」を生かした授業づくりへの理解を深める「生徒指導研修講座」や、児童生徒
理解に向けた教育相談のあり方等を理解する講座など、5講座を予定しております。

次に、特別支援に関する講座は、通常学級において支援が必要な児童生徒への対応に係る
講座と特別支援教育支援員向けの2講座を予定しております。

職能向上に関する講座は、管理職向け、用務員・事務職員向けの各講座、コンプライアンス
の講座として、4講座を予定しております。

安全・食育に関する講座は、引き続き、防災における学校の役割、心肺蘇生等の2講座を
予定しております。

また、食物アレルギー等緊急時の対応、食育に関する2講座の合計4講座を予定しており

ます。

以上のほか、学校図書館、キャリア教育、幼保小の連携に関する講座を予定しております。

各講座の内容等詳細につきましては、2ページ目の資料①のとおりとなります。

本研修プログラムは、4月の校長会議で提示し、積極的・計画的な参加について働きかけてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、次年度も定例会で御案内させていただきます。

特に授業を伴う、特別研修講座につきましては、御都合がよろしいときには、参加していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3ページ目の資料②を御覧ください。

令和5年度の教職員の研修参加状況についてですが、参加延べ回数は5,369回、1人平均9.4回であり、令和4年度と比べ、参加延べ回数で865回、1人平均で1.4回多くなっております。

内訳は、下の表のとおりですが、オンデマンド型による参加増に加え、各学校等の公開研究会においても活発になり、参加が増えているものと考えております。

報告は以上であります。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

指導力向上の中学校の外国語で北海道教育大学教職大学院の中村先生は、去年のPTAの自己肯定感を高めるという講義をしてくれた先生でしたよね。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） そのとおりです。

教育長 先生は英語の先生なんですね。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 英語の研究会などで札幌市とか道の方でも色々なお仕事をされているという経歴を伺っております。

教育長 有名な方なんですよ。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） はい。

教育長 集合研修もすごく効果があつてとても良いのですが、今の時代、先生方もなかなか忙しいということもあつて、空いた時間ですとか家に帰った後の時間などを活用して、オンデマンドで繰り返し見て、分からないところは質問もできる形を取っているようで、質問があれば市教委に送ってもらって、それを講師の方に質問して御対応いただくことも可能ということ

です。

オンデマンドの方は参加者も増えてきているようですから、こういったものも今の時代、大いに活用しながらやっていくのは良いことなのかなと思いますね。

やはりオンラインですと、その時間帯に授業を休んでという風になってしまうと、結局は集合研修と同じになってしまいますので、オンデマンドは双方向ではないですが、質問などにも対応するという点で、疑問点も解消できるので受けていただければと思います。

やはり示範授業といったものは直に見る方が良いのですが、それもオンデマンドで配信をするんですよ。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 示範授業も全てオンデマンドで公開しています。

教育長 オープンで色々な先生に見てもらおうということですね。

近くで見る臨場感とはだいぶ違うでしょうけど、それなりの効果があるということで、先程の実績にも出てきましたが、年々参加者が増えてきているということもあるので、一定の効果が出てきているのかなというところです。

今後、新たに内容を変えたり新規で研修会を行ったりというのがあれば教えていただけますか。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 資料の2ページ目の資料①になりますが、「8 キャリア教育研修講座」は、令和5年度はふるさとキャリア教育としてまして、博物館の石川館長と実践している小学校の先生に発表していただいたんですが、令和6年度はキャリア教育ということで視点を変えて、北海道教育委員会の方に動画の提供を依頼して、キャリア教育について見識を深めるというものに変更する予定です。

教育長 この間、学校安全の研修講座の内容を模様替えすると伺った気がしますが。

学校教育支援室長 「6 安全・食育」の上から3番目ですが、令和5年度は食物アレルギーの対応研修講座ということで、食物アレルギーに特化していたのですが、令和6年度は学校安全研修講座ということで、食物アレルギーのみならず、てんかんや熱中症などになった際、緊急時にどのように対応したらということで、資料作成段階では学校給食センター職員等となっていたのですが、小樽高等看護学院の先生に来ていただいて、そこで緊急時の対応を学ぶということを4月の当初にやるということで、模様替えをさせていただいております。

教育長 それ以外はないですか。

学校教育支援室長 先程の説明の中の指導力向上特別研修講座について、今までは講演だけだったのですが、中村先生が快く私で良ければ示範授業をしますよとおっしゃっていただいて、今までは当該の学校の先生の授業を見た後に、講師の方が講演を行う形だったのですが、中村先生が示範授業をした後に、さらに講演をしていただくという形になっております。

教育長 分かりました。
何か他にございませんでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。
それでは、本件を終了させていただきます。
続きまして、「報告第5号 令和6年度小樽市教育研究所事業概要について」の説明をお願いします。

報告第5号 令和6年度小樽市教育研究所事業概要について

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 「報告第5号 令和6年度小樽市教育研究所事業概要について」御報告いたします。

まず、「1 教職員研修の充実」については、第13次教育研究の推進、調査研究活動の推進、研修会の推進、研究図書・資料の収集、整備及び活用の4つについての取組を進めてまいります。令和6年度は、第13次研究3年次目として、研究主題（「社会に生きる資質・能力を育む学習指導の在り方～『個別最適な学び』と『協働的な学び』を実現する授業づくり～」）を設定し、その究明に向け、新年度も研究員を小中学校6名に委嘱し、検証授業を行うとともに、研究内容・成果等を市内小中学校に発信してまいります。

(2)の「調査研究活動の推進」につきましては、これまで各指定校と研究団体の指定を新年度になってから各学校に公募し、決定しておりましたが、新年度早い段階から、各指定校・団体の取組を円滑かつ効果的に行うため、市教委や道教委、国の指定事業と同様に、令和5年度内に指定校・団体を決定することと、サイクルを早めたところです。

令和6年度の指定校・団体は、2ページ目の資料にありますとおりですが、第13次教育研究内容との関連を図りながら、公開研究会を行うなど、授業研究を基盤とした研究推進の支援をしてまいります。

次に、「2 教育活動の充実」については、諸検査の推進、副読本等の活用についての取組を進めてまいります。

今年度も基礎的・基本的な学習内容の定着と学力向上を図る観点から、標準学力調査を全小中学校、小学校第3・5学年、中学校第2学年で実施し、全市的な実態分析を早い段階で行い、積極的に授業改善に生かすよう働きかけてまいります。

また、副読本等の活用につきましては、教材『小樽の歴史』は、次年度内容の一部改訂を行い、令和7年度から令和11年度までの5年間分を作成することとなります。

次に、「3 教育相談の充実」については、来所・電話・メールにより、いじめ、教師の指導などについての教育相談を行うとともに、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校はもとより福祉部局等関係諸機関と連携し、学校等への支援を行ってまいります。

次に、2ページ目の「報告第5号資料」を御覧ください。

先程御説明いたしました、調査研究活動事業の新年度の指定校・団体一覧となっておりますが、希望があった15校6団体を指定しております。

指定校は令和5年度と比べ、2校多くなっております。

山の手小学校、桜小学校、桂岡小学校、西陵中学校は、小樽市教育委員会教員研修プログラムの指導力向上特別研修講座と連携し、全国的に著名な講師を招へいし、講師の示範授業と講演を行い、市内の教員の指導力向上に繋がるよう取組を進めてまいります。

報告は以上であります。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第6号 教職員の人事異動について」の説明をお願いします。

報告第6号 教職員の人事異動について

教育総務課長 それでは、「報告第6号 教職員の人事異動について」御報告を申し上げます。

令和6年度の教職員の人事異動につきましては、管理職、一般職ともにすでに報道されておりますが、本日は資料に基づき、一般職の異動等について包括的に御報告をさせていただきます。

まず「1」として、学級数と教員の定数についてです。

特別支援学級を含む学級数につきましては、小学校が前年度から6学級の減、中学校が前年度から1学級の増となり、全体では5学級の減となっております。

また、別表の枠外の少人数学級についてですが、こちらは法律上つまり、国の制度では6年生、中学校1年生については40人学級ですが、道の制度として35人学級にしているということとなります。

中学校については2学級を3学級にする場合のみ35人学級となります。

これらの学校は、小学校では4校、中学校は1校となっております。

教員の定数は、加配も含め小学校が前年度から4.5人の減、中学校で前年度から8人の増となり、小中合わせて3.5人の増となっております。

なお、中学校で定数が増となっている要因ですが、令和5年度に創設された小中連携を目的とした加配が、令和5年度の5校に対し、令和6年度は8校に増えたことが主な要因となります。

また、加配の詳細は参考として次のページに記載しております。

次に「2」として、職種ごとの定数の内訳です。

「1」の教職員定数に、養護教諭、栄養教諭及び事務職員を加えたものとなっております、小学校で341.5人、中学校で237人、小中合わせて578.5人となっております。

なお、人数に小数点以下が付いている部分については、主幹教諭配置校での加配は1人区ではなく、0.5人区という枠になりますので、加配の校数が奇数になると0.5というような表記になるということです。

次に「3」として、管理職を除く異動状況についてです。

退職者は9人で例年より少ないですが、これは定年延長による影響ということになります。

市内異動は57人、転出は15人、転入は25人、再任用は49人、新規採用は13人で、全体の異動規模では168人となっており、全職員定数に占める発令割合は再任用を含めて32.2%となっております。

また、平均年齢は、異動前が49.48歳、異動後が48.51歳となっております。

それから、3ページ以下にそれぞれの詳細を載せているのですが、7ページ目の菁園中学校と8ページ目の望洋台中学校の部分ですが、特別支援学級の定数の関係から1名の先生が菁園中学校から望洋台中学校の異動を内示後に取り止めて、菁園中学校に残留となっておりますので、その1点だけはこの内示書から変更があるということになります。

なお、高島小学校、山の手小学校、桜小学校、望洋台小学校、松ヶ枝中学校の5校においては、定数に対し教諭が足りておらず、それぞれ1名ずつ欠員となっており、現在も期限付教諭を探しているというような状況となっております。

報告は以上でございます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 内示の出た後に変更になるというのは決して珍しいわけではなくて、その間に児童生徒に動きがあるというのは充分考えられることです。

昔はよく5月1日の数字でやっていたけど、今は明らかに分かる段階で整理してしまいますので、そういう面ではこういうことはよくあるケースなのかなという風に思っています。

それから例えば不祥事があった時に内示が止められることもありますし、病気になったりして急遽休職せざるを得なくなったときに内示が取り消されるケースはあり得るのかなというところですね。

ただやはり、先程も報告があったように、せっかく加配を付けていただいたにも関わらず教員が確保できず、新規採用で埋められない形になるものですから、どうしても足りないという状況で、足りないのが分かっている人事をするものですから、これまた非常に辛いところがあるということですね。

例えば、育児休暇ですとか病気休暇のように、年度の途中で出てこられる可能性があるものは期限付きでやむを得ない部分はあるのですが、そういったことが何もなくて先生の数が必要で配置できないというケースが最近出てきているという状況です。

ただ、本市の場合は去年まではそういうケースでも埋めることができていたのですが、後志管内の郡部あたりは埋められない状況が見られるということで、学校運営上、非常に厳し

い状況が続いているということです。

教員の確保ということで、道教委も色々とあの手この手でやっているようで、新しく大阪会場を設けたり、期限付きの先生を集めた試験を導入したり、場所を特定した試験をやったり、工夫はしているようですが、各県の取り合いになっていて、登録をしたけども他県に行きますというケースが非常に多いようで、どんどん抜けていくことも多いようです。

これは教職員のみでなく、小樽市でも同様のことは見られるということで、非常に人手不足の状況が見られます。

例えば、令和6年度からは建設業などでも働き方改革で非常に厳しい状況になるということで、どの業種も同じような厳しい状況のようです。

新規採用は今年は何人くらいだったか分かりますか。

教育総務課長 小学校8名、中学校4名の計12名です。

教育長 本当は20数名いないといけないくらいなんですよね。

足りないのは5名ですが、かき集めてきている中で5名ということなので、本当はもっと穴が開いているという深刻な状況が続いているところです。

何か御質問等ございませんでしょうか。

小澤委員 小学校の方は教員の不足というのがあったとしても、学級担任が置けないということは実際はないんでしょうけど、中学校の方は免許の関係で、その時数の、例えば国語なら国語とか数学なら数学とか、そういう時数の多いところは、免許を持っている方あるいは特別免許のような形でとりあえず対応するというところで4月から運営はできるんでしょうか。

教育総務課長 そこは当然、免許を前提に人事異動をしておりますので、できないということはないのですが、先程申し上げたように加配を大きくいただいているという部分もありますので、その部分も踏まえて少し足りないというような状況になります。

教育長 あとはやはり授業時数の少ない教科、例えば技術などについては実際今探している最中です。

探しても見つからなければ最悪免外申請をして、免外の教員が指導するような形を、これは郡部では普通の状況になっているのですが、小樽市でもそういう状況が見られてくるのかなというところです。

教員の採用を計画的にしてこなかったということもあろうかと思うんですよね。

つまりどういうことかと言うと、主要教科についてはかなりの教員を確保するために採用で登録をするんですが、技術ですとか美術ですとか音楽といった学校の規模によっては正規教員として置けないような教科もあるので、学校としても配置ができないという状況が現実として生まれてくるので、どうしても採用者が少なくなるというのが悩ましい話で、それは学校の規模が小さくなってきている意味でもあります。

それで今どのようにやっているかということ、巡回してもらった教員を正規で任用していると

というのが現実なんです、その巡回する教員も免許がある人が少ないというような状況があるので、なかなか厳しくなっているというところです。

そういう教科ほど若い先生がいないというような状況になってきています。

今、国もこれを問題視していて、大学に技術教員を要請をしているというような現実があって、これは国会でも問題になっているんですけど、同じようなことが地方でも出てきているという状況です。

主要教科はなんとかやりくりできるのかなというところですが、もちろん期限付きであったり時間講師であったり、主要教科を教えているというの、学校によってはローテーションによって出てくる可能性があります。

他に何かございませんでしょうか。

吉田委員 先生方の平均年齢がだいたい50歳弱ということで、教員不足ということなんです、今後退職される先生がどんどん増えていく中で、ますます教員不足が進んでいくのではないかなと思うのですが、期限付きの先生方でももちろん対応していく部分もあるのでしょうか、今後の数年間を見通したときの遠望というか、そのあたりどのように考えておられますでしょうか。

教育総務課長 平均年齢というのは我々も注目しておりまして、なんとか下げたいという思いでやっではいるのですが、あくまでも採用は道教委という部分もあったり、教員の人事は小樽市と後志管内のそれ以外の町村との動きの中で決まっていくものですので、我々の力だけではどうすることもできないという部分もあるんですね。

教育長がおっしゃっていたように、新規採用をなんとか進めていきたいと考えておりますが、実際には我々では進められなくて、道教委にお願いをするという立場にはなってきますし、限られた新規採用の方をくださいというようなことは、ずっと言い続けてはいるのですが、なかなか苦しい現状があるというのが実情です。

ただ、国の大きな方針、その中での道の採用という中では、なんとかしなければならないという方向性はあると思いますので、そこは我々のできる範囲ではなんとかお願いをしながら、小樽の教職員の平均年齢を下げていきたいという思いを常に持って人事用務に臨んでおります。

教育長 今なんとかなっているのは再任用もしくは今年度から定年延長が始まりましたので、この10年かけて定年延長を完成形の65歳まで持っていくということで、辞める人が少ないというのが唯一欠員を少なくするという状況から言えば、将来的にはそれで少し助かっている部分はあるんですが、先程教育総務課長が言ったように平均年齢がどんどん高くなってしまいうという悪循環にもなってしまいますので、それは若い人のローテーションと年齢の高い職員を、郡部で若い職員しかいないような学校に配置ができるかどうかということを考えていないと若返りはできないのかなと。

ただ、年金がもらえる65歳までは辞めないで頑張ってくれる先生はたくさんいますので、それでなんとかなっているという状況ですね。

そのあと、皆さん65歳で辞めていくとなったときに非常に足りなくなるという危険性は将来的に出てくるのかなというところですね。

それと質の問題もあって、一定の競争力がなくなるとかなり厳しい先生方も中には出てくる可能性もあるので、そのあたりも大事な視点として押さえておかないと、教育職員の場合は非常に辛いのかなというところもありますね。

なので、教員を目指して受けていただいて、実際に働いてもらうという、そういう環境整備が非常に大切になるのかなと思っています。

吉田委員 おっしゃるとおり、やはり数年後、大規模な先生方の足りない時期というのが確実に来ると思いますので、今から市教委としては道教委にどんどん声を届けて、何かしらの改革なり方策をしていかないと、数年後には間違いなく少なくなってしまうので、その時どうしようというのでは間に合わなくなってしまうのかなという気もしますので、どんどんそういった声を道教委の方に上げていっていただきたいなと思います。

教育長 そうですね。

都市教委連などを通じて、もうかなり強力にはやっているんですよ。

これは北海道だけの問題でなくて、全国的な問題でもあるので、国も今一緒になって色々な取組をしていて、その一環で一つは働き方改革というのもそこから出てきている問題でもあるので、そういったことも真剣に取り組んでいかなくてはならないと思います。

やはり働きづらい職場だと嫌がられてしまうということもありますので、給与面での優遇ももちろんそうですが、そういった取組も併せてやっていく必要があるのかなという風に思います。

しっかりと道教委の方にも伝えていきますし、都市教委連を通じて道と国に対して重点で去年も要望しておりますので、引き続きやっていきたいという風に思っております。

よろしいでしょうか。

吉田委員 はい。

教育長 それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、その他の報告で、「寄附採納について」の説明をお願いします。

その他 寄附採納について

教育総務課長 寄附が6件ありましたので、御報告いたします。

1件目は、志和裕様から、小樽市交通災害遺児奨学資金基金に2月と3月にそれぞれ1回ずつ、計2万円を御寄附いただきました。

志和様からは平成12年から御寄附をいただいており、今回で46回目、総額は51万円となります。

2件目は、小樽ユネスコ協会様から、市立小樽図書館の図書拡充のため、新刊図書13冊、

2万円相当の御寄附をいただきました。

小樽ユネスコ協会様からの御寄附は、昭和49年から毎年続いており、今回で寄附の累計冊数は1,905冊となっております。

3件目は、松田裕明様と岩永篤様より、美術館の運営のために置時計を御寄附いただきました。

松田様の祖母が岩永時計店に努めていた縁で、岩永様と共同で御寄附に至ったものです。日銀側の入り口から入って階段を登ってすぐの文学館長室の横に設置しております。

4件目は、斉藤ミキ子様から市立小樽図書館に5万円相当の図書を御寄附いただきました。移動図書館の充実のために役立てて欲しいとの趣旨で御寄附をいただいております。

斉藤様からは、一昨年、昨年も5万円相当の図書の御寄附をいただいております。

5件目、6件目は同趣旨ですので、まとめて御説明させていただきます。

5件目は、特定非営利活動法人絵本・児童文学研究センター様から、50万円を、6件目は、同センター理事長の工藤左千夫様個人から、50万円を御寄附いただきました。

昨年も同様に同額の御寄附をいただいております。子供の読書活動推進を目的として、スクールライブラリー便の充実のため、御寄附をいただきましたが、事業自体は令和6年度に行いますので、一度、社会教育振興資金基金に積み立てをさせていただく予定です。

報告は以上です。

教育長 何か御質問等ございますでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 時計をいただいた方以外は、毎年のように御寄附をいただいている方ということになります。

この154万円の時計というのはどんな時計かなと興味津々というところであります。

教育部長 私、見せていただいたんですが、形としては市役所の市長室の並びの置時計と同じようなものになります。

そういった大きさの、新品で、シックな雰囲気の良い時計をいただいております。

教育長 大切にに使わせていただきたいと思います。

今回は図書館に対して読書関係での御理解をいただいております。御寄附いただきまして、予算の確保に努めているとことですが、不足する部分について補填していただいております。特にスクールライブラリー便は予算が付いていない状況ですので、御寄附をいただいております。運営しているというのが実情ですので、大変ありがたく感じております。

何かございませんでしょうか。

黒田委員 子供たちに本を読んで欲しいというところから御寄附に至ったという好意を、学校の子供たちや保護者に伝える手段というのが何かあればいいのにな、と思っております。市民の

方の善意というのをなんとか伝えて欲しいと思うんですね。

教育長 そうですね。

特に図書館は寄附で成り立っていると言っても過言ではないくらい、たくさん御寄附いただいているので、いただいた善意をしっかりとPRしていくことは大切ですし、子供たちの読書活動を進める上で、保護者の皆様にも市民の方からこれだけご支援いただいているんだということを知らせるのも大切なことだと思います。

図書館とどうやって知らせていくかということを協議して、学校の協力も必要になっていくと思いますので、課題として検討していきたいと思います。

貴重な御意見ありがとうございます。

他にございませんか。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了させていただきます。

ただ今から非公開の審議に入りますので、報道関係者及び傍聴者の皆様には御退席をお願いいたします。

<非公開の審議開始>

協議第1号 小樽市いじめ防止基本方針の改定について

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当）から、「小樽市いじめ防止基本方針の改定について」説明し、小澤委員から質問・意見があったほか、全委員一致により協議した。

協議第2号 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱案について

教育総務課長から、「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱案について」説明し、全委員一致により協議した。

<非公開の審議終了>

教育長 以上で、教育委員会第3回定例会を閉会いたします。